

平成30年8月

随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の住所	随意契約の相手方の氏名	随意契約に係る契約金額(円)	随意契約によることとした理由
監査契約 一式	平成30年7月12日	東京都港区港南二丁目15番3号	有限責任監査法人トーマツ 包括代表 國井 泰成	6,480,000	契約の性質または目的が競争を許さないため随意契約とする。 (会計規則第31条第1項第1号)
SRIイノベーション五大原則ワークショップの実施	平成30年8月27日	米国カリフォルニア州メンローパークレーヴンウッドアベニュー333	カリフォルニア州非営利公益法人 SRIインターナショナル Associate Commercial Counsel Amy Loo	6,147,900	契約の性質または目的が競争を許さないため随意契約とする。 (会計規則第31条第1項第1号および契約事務取扱規定第25条第5号)